

乳幼児・子ども医療費、ひとり親家庭医療費受給者証の手続きについて

問町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

下記の日程で、乳幼児・子ども医療、ひとり親家庭医療費受給者証の新規申請、更新申請を受け付けます。該当する人は、受付期間内に申請手続きをしてください。

	乳幼児・子ども医療費助成制度		ひとり親家庭医療費助成制度	
	新規申請	更新申請（※1）	新規申請	更新申請（※2）
受付期間	随時受付	自動更新のため 手続き不要	随時受付	7月10日（月） ～7月28日（金）
手続きに 必要なもの	子どもの健康保険証		助成対象者全員分の健康保険証	

※1『乳幼児・子ども医療費助成制度』の更新申請の対象となる人には7月末頃に新しい受給者証を送付します。

※2『ひとり親家庭医療費助成制度』の更新申請の対象となる人には、更新案内を送付します。

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

■受付窓口・問合せ先 町民福祉課 福祉係（1階④窓口） ☎ 52-5810

■『乳幼児・子ども医療制度』とは

0歳～高校3年生までの子どもの医療費の一部を助成する制度です。

※就労している人・結婚している人は、子ども医療費助成制度の対象外となります。該当する人は、町民福祉課福祉係まで申し出てください。

※令和5年4月1日より、『子ども医療費助成制度』の対象者を高等学校修了までに拡大しています。手続きが終了していない人は、手続きをしてください。

■『ひとり親家庭医療制度』とは

18歳までの子どもを養育するひとり親世帯の父・母・養育者と子どもの医療費の一部を助成する制度です。

所得要件や世帯要件、配偶者との死別や災害・失業・疾病などによる特例があります。詳細はお問い合わせください。

【所得要件】

世帯の令和5年度の市町村民税均等割が非課税の世帯が対象。ただし、中学生以下の子どもがいる場合は1人あたり1万9,800円、16歳～18歳の子どもがいる場合は1人あたり7,200円を父・母・養育者の所得判定額に加算し判定。

児童扶養手当受給者の現況届について

8月は『児童扶養手当現況届』の提出月です。

ひとり親家庭などで現在児童扶養手当を受給している人に現況届の案内をお送りします。

現況届は8月1日現在の状況や前年の所得などを確認し、受給資格を審査するものです。

受付期間内に手続きをされないと11月以降の手当の支払いが受けられない場合がありますのでご注意ください。

※なお、前年度の現況届が未提出の人は、令和5年度分と併せて早急に提出してください。

◇受付期間 8月1日（火）～31日（木）

午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

◇受付場所・問合せ先

町民福祉課 児童係（1階③窓口） ☎ 52-5810